

食安輸発第1224004号  
平成20年 12月24日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法違反に該当するミニマムアクセス米及び麦の  
食用外用途への転用について

標記について、今般、平成20年12月24日付け食安発第1224002号「輸入食品監視指導業務基準」の一部改正について」が通知されたことから、平成20年12月15日付け食安輸発第1215001号の記の1について廃止します。